

特別徴収への切替届出書の提出期限及び切替開始可能月について

特別徴収への切替を希望される場合は、原則、特別徴収開始月の前月10日（必着）までにご提出ください。（ただし、前月10日が閉庁日の場合は、翌営業日を提出期限とします。）なお、提出締切日を過ぎたものについては、開始月が翌々月になりますのでご注意ください。また、年度当初（6月）からの特別徴収を希望される場合は、4月10日までに提出していただく必要があります。

課税年度	年	特別徴収開始月	提出締切日 ※閉庁日の場合は翌営業日
令和8年度	令和8年 (2026)	7月	6月10日
		8月	7月10日
		9月	8月10日
		10月	9月10日
		11月	10月10日
		12月	11月10日
	令和9年 (2027)	1月	12月10日
		2月	1月10日
		3月	2月10日
		4月	3月10日
		5月	4月10日
令和9年度	令和9年 (2027)	6月	4月10日

○特別徴収開始月（6月を除く）は毎月10日までに届いたものは、届いた月の翌日より特別徴収を開始し、11日以降に届いたものは、切替希望月を翌月で記載された場合であっても、届いた月の翌々月より特別徴収開始となります。

例：7月11日～8月10日（土・日・祝休日の場合は翌営業日）までに届いた場合
 ……9月から特別徴収開始
 8月11日～9月10日（土・日・祝休日の場合は翌営業日）までに届いた場合
 ……10月から特別徴収開始

○6月からの特別徴収を希望される場合は、その年の4月10日までに特別徴収への切替届出書を提出してください。

例：4月10日（土・日・祝休日の場合は翌営業日）までに届いた場合
 ……6月から特別徴収開始
 4月11日～6月10日（土・日・祝休日の場合は翌営業日）までに届いた場合
 ……7月から特別徴収開始

※前月10日が閉庁日の場合は、翌営業日を提出期限とします。

※普通徴収の納期限が迫っている場合、左記の提出締切日に関わらず、納期限が到来するまでに特別徴収への切替届出書をご提出ください。なお、普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。

※二重納付防止のため、特別徴収へ切り替える普通徴収の納付書（納期限前のものに限る）は、なるべく特別徴収への切替届出書に同封してご提出ください。

※65歳以上の公的年金等を受給されている方は、年金所得に係る住民税を給与から特別徴収することはできません。